

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-8
許認可等の種類	保安検査			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第35条			
許認可等の概要	第1種製造者は、特定施設について、定期に、知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、指定保安検査機関が行う保安検査を受け、その旨を知事に届け出た場合又は、認定保安検査実施者が検査の記録を知事に届け出た場合は、この限りでない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (基本通達 平成26年7月14日付 20140625商局第1号) 2 高圧ガス保安法、同法関係政省令、告示等に関する個別通達 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課監修 高圧ガス保安法令例規集に掲載) 			
基準の制定根拠	上記()内のとおり			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日(処分庁30日)			
期間の制定根拠	過去の実績より			